

令和6年度第3回岩手県公共事業評価専門委員会

現地調査資料

■ 日時

令和6年8月28日（水）9：30～16：00

■ 内容

令和6年度公共事業再評価対象事業に係る現地調査

■ 調査開始時刻及び調査対象事業

調査開始時刻	調査対象事業
10：15	(1) 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
11：00	(2) 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
13：55	(3) 総合流域防災事業（地すべり）一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

■ 資料一覧

資料 No. 1 現地調査行程表

資料 No. 2 現地調査箇所位置図及び説明資料

参考資料 令和6年度公共事業評価専門委員会現地調査対象事業の審議概要

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学工学部 准教授	土木環境	副専門委員長 欠席
伊 藤 幸 男	岩手大学農学部 准教授	林政学	欠席
清 水 真 弘	清水真弘事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷 本 真 佑	岩手大学工学部 准教授	交通工学	欠席
松 林 由 里 子	岩手大学工学部 助教	海岸工学 水工学	
武 藤 由 子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	専門委員長

(敬称略)

令和6年度公共事業評価専門委員会 現地調査行程

○対象事業

- ① 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
- ② 地域連携道路整備事業(地域密着型) 主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
- ③ 総合流域防災事業(地すべり) 一級河川北上川水系 八幡平(八幡平市)

○行程

			0:05			0:05			0:30	
	始		着	9:40	移動時間	着	10:05	移動時間	着	10:15
		県庁		盛岡駅	0:10		傍聴者 集合場所	0:05		滝沢市
		正面玄関前		盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー			滝沢市多目的研 修センター駐車 場			現地調査
		出発								岩手山麓(南側)
	発	9:30	発	9:45		発	10:10		発	10:45
移動時間			着	11:00	移動時間	着	11:50	移動時間	着	13:45
0:05				滝沢市	0:05		滝沢市	1:05		傍聴者 集合場所
		滝沢市商工会 駐車場		現地調査			昼食			御在所駐車場 (岩手地熱(株) 松尾八幡平地熱 発電所前)
				滝向			たきざわキッチン (ビッググループ内)	高速		
	発	10:55	発	11:40		発	12:40	滝沢SIC→松 尾八幡平IC	発	13:50
移動時間			着	15:40	移動時間	着	15:55			
0:05				盛岡駅	1:15		県庁			
		八幡平市		盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー			正面玄関前			
		現地調査			高速		帰庁			
		八幡平			松尾八幡平IC →盛岡IC					
	発	14:25	発	15:45		終				

◎時間は現時点での目安であり、交通状況等により変更になる場合があります。

令和6年度公共事業再評価現地調査対象地区 位置図

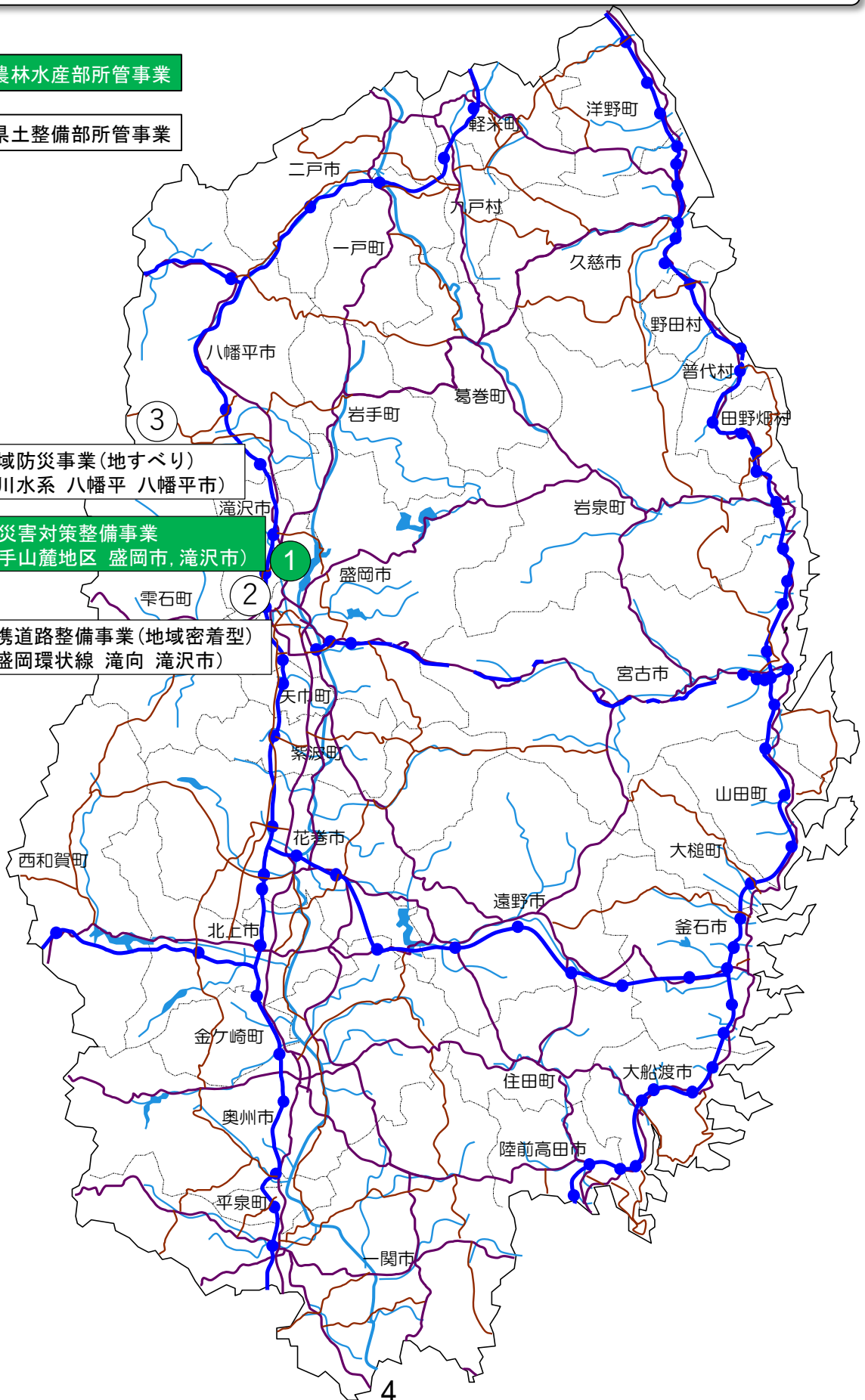
● 農林水産部所管事業

○ 国土整備部所管事業

③ 総合流域防災事業(地すべり)
(北上川水系 八幡平 八幡平市)

① 農村災害対策整備事業
(岩手山麓地区 盛岡市, 滝沢市)

② 地域連携道路整備事業(地域密着型)
(主)盛岡環状線 滝向 滝沢市)



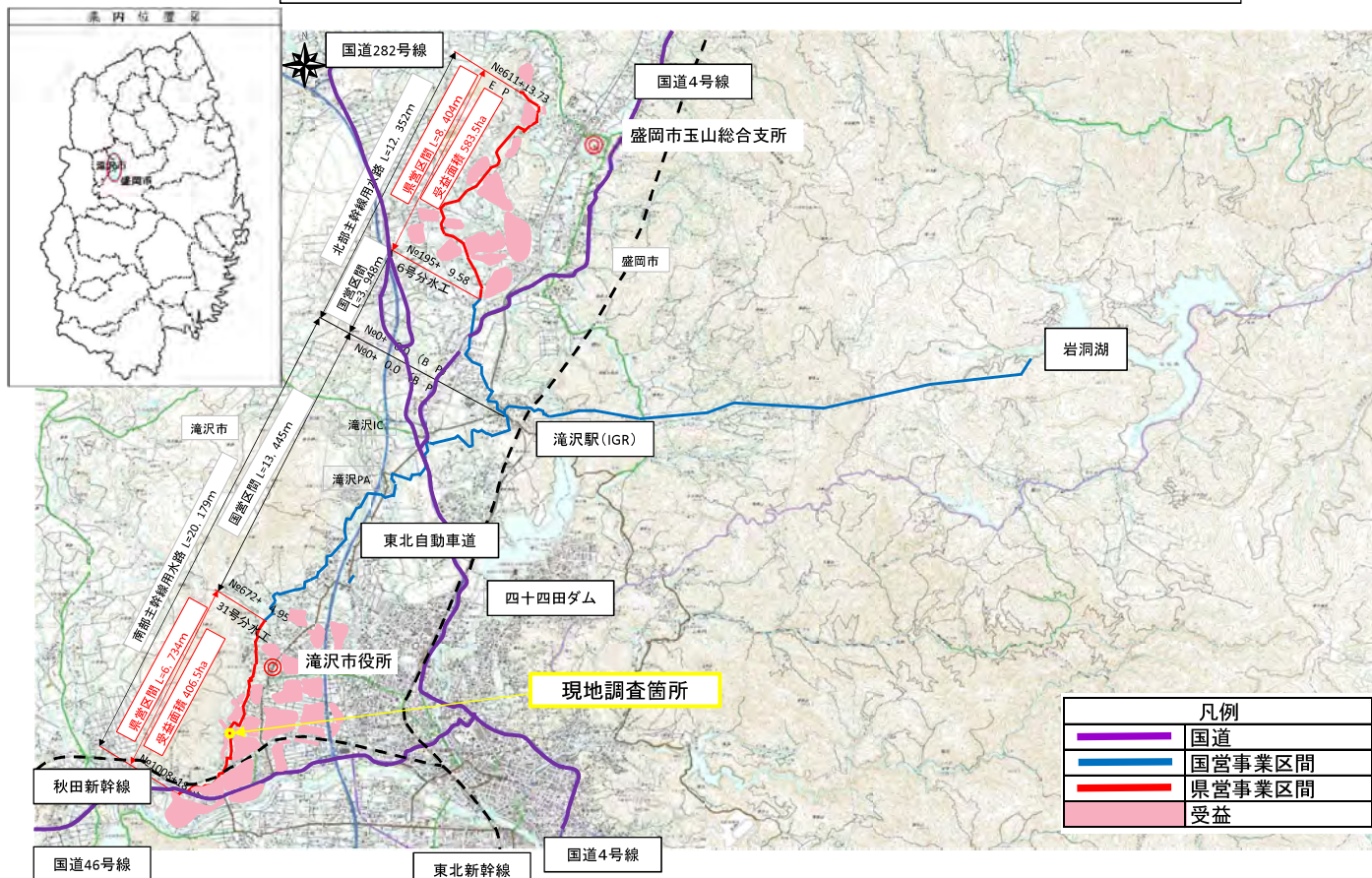
令和6年度 公共事業再評価 現地調査説明資料

農村災害対策整備事業 岩手山麓地区

令和6年8月28日
農林水産部 農村建設課

1

農村災害対策整備事業 岩手山麓地区 平面図



1 事業概要①

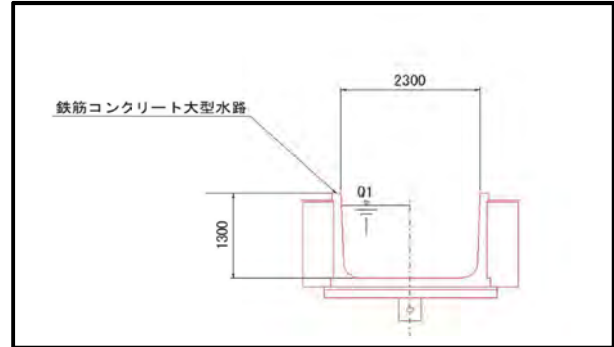
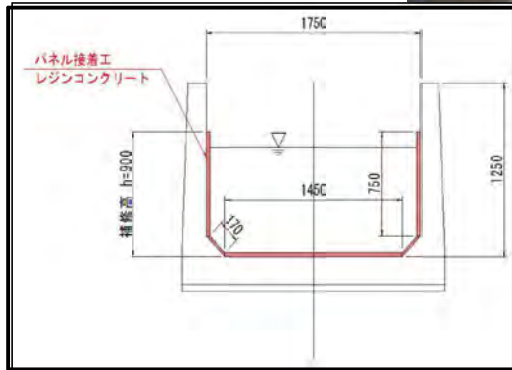
(1) 事業目的

- ・農業用水の安定供給と用水管理の省力化
- ・水路の決壊等により想定される被害を未然に防止

(2) 整備内容

- ・用水路工 15.1km

計画標準断面



①改修整備の場合

水路の老朽化により機能低下した施設は、パネル接着工法による改修を行う。

②改築整備の場合

水路の老朽化により破損や劣化が著しい場合は、鉄筋コンクリート大型水路による改築を行う。

3

1 事業概要②

(3) 現況水路の状況 (設置から40年以上経過)

①水路の天端破損



②水路の破損



水路本体や目地の破損(①～③)により、水路からの漏水が発生し、下流農地の用水不足の他、決壊による浸水被害が発生するおそれがある。

また、水路本体の摩耗(④)により、コンクリートの粗骨材が露出し、水路の流下能力が低下することで、水路の溢水被害や下流農地における用水不足が発生するおそれがある。

③目地の破損による漏水



④水路表面の摩耗



6

4

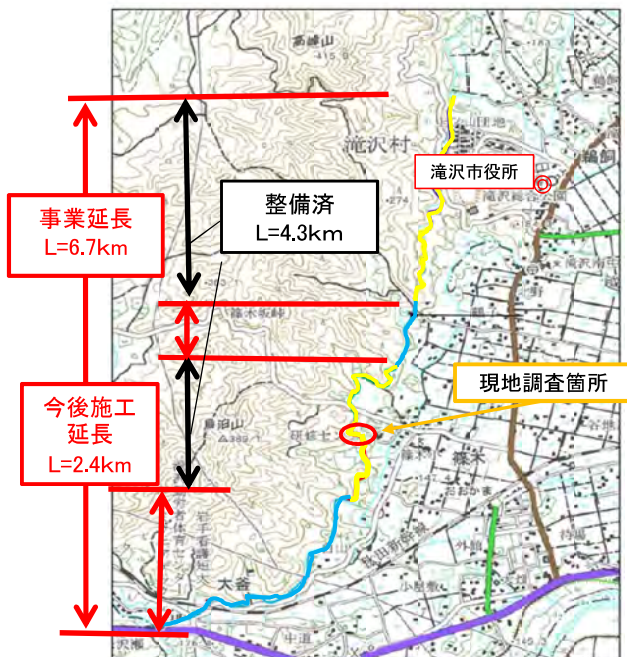
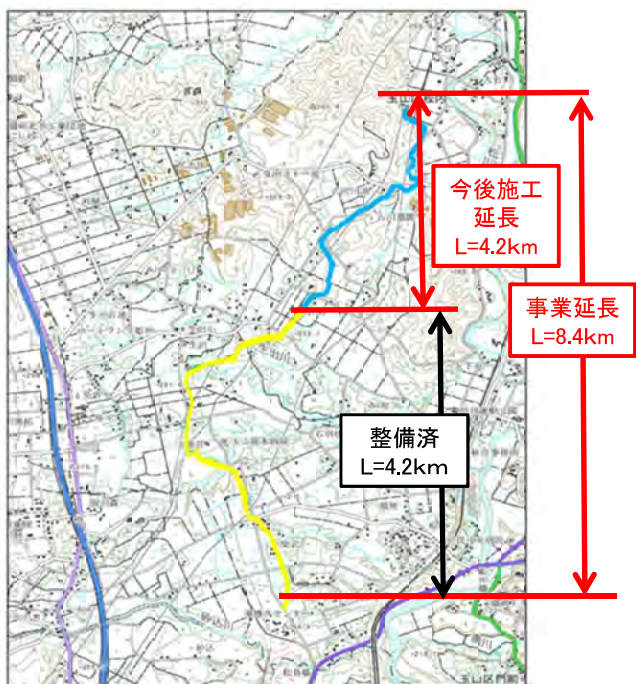
1 事業概要③

(4) 事業進捗

凡例	
	整備済み区間
	今後整備区間

北部主幹線用水路
R5年度まで整備済延長: 4.2km/8.4km **50.0%**

南部主幹線用水路
R5年度まで整備済延長 4.3km/6.7km = **64.1%**



5

2 現地調査箇所の詳細

現地調査箇所は、昭和43年度までに整備を行い昭和44年度に供用開始。
現況水路は、老朽化と寒冷な気象条件を要因とする劣化の進行により施設機能低下が著しく、農業用水の安定供給に支障を来している。
現地調査箇所は、令和5年度に水路改修工事を実施。



凡例	
	想定被害範囲
	想定被災農地
	想定被災水路
	想定被災道路

災害防止効果算出範囲		
区分	被害区域	数量
農業部門	水田	1.65ha
	畑	0.43ha
	水路	424m
公共部門	道路	601m
	宅地等	18戸

＜災害防止効果算定＞
○ 用水路の決壊による湛水シミュレーションを行い、想定被害区域を設定。
○ 想定被害額を算定し、災害防止効果を算出。

7

6

令和6年度公共事業評価専門委員会現地調査対象事業の審議概要

1 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）[現地調査対象地区]

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 「営農経費節減効果」の考え方について、本事業は用水路を新しく作るのではなく補修を行う事業として費用便益分析を行っているものと思うが、比較の対象は、補修が必要であるが一定の便益がある現在の状況か、それとも用水路が使えなくなり用水が使用できない状況との比較であるか確認したい。	【農村建設課】 用水路が老朽化等により使えなくなり、用水が供給できないために作付けなどを行うことができない状況との比較であり、用水路を補修した後の状況との差し引きの値である。
② 第1回専門委員会 便益項目のうち、「作物生産効果」が事業着手時から約2倍になっている理由は。	【農村建設課】 事業着手時の基準年（H25）から、今回の再評価時の基準年（R5）に変更となったこと、一反（約10アール）当たりの収穫量の算定基準が見直しとなったことが主な理由である。
③ 第1回専門委員会 事業着手時の作物生産効果を現在の基準で算定すると増加するという考えでよいか。	【農村建設課】 そのとおりである。
④ 第1回専門委員会 便益項目のうち、「洪水調節機能効果」について、どのような機能を指しているか。また、事業着手時は「-」で示されていることから、再評価時まで新たに機能が追加されたものと考えて良いか。	【農村建設課】 費用便益の分析において、今回、岩洞ダムから営農の末端の水路まで全て対象となっている。令和2年5月29日に北上川上流の治水協定が締結され、洪水調節の可能容量を持つ岩洞ダムが含まれることになり、事業着手時には算定できなかった「洪水調節機能効果」を算定することが可能となった。
⑤ 第1回専門委員会 18ページの位置図において、青で示された部分は国の事業ということだが、事業期間はいつまでか。	【農村建設課】 国の事業期間は、令和9年度までである。県事業より国事業の工事が先行することになっており、本事業は国事業の終了後、令和10年度までの期間となっている。
⑥ 第1回専門委員会 他の事業でも同様の傾向であるが、「事業に関する評価指標の推移」のうち、「熟度」の「同意率」について、事業着手時と比較して今回の再評価では減少している。同意の確認方法が異なっているのか。	【農村建設課】 本事業や類似事業の着手時において、土地改良法手続きで同意徴集を行う必要があるが、この手続きが事前評価のタイミングに合わないため、土地改良区と受益者団体との合意をもって100%に近い同意率の評価としている。今回の再評価に当たり、改めて受益者の方々に個別に確認を行い、その結果を同意率として記載している。
⑦ 第2回専門委員会 11ページ、「多面的機能の発揮に関する効果の概要」中の、「景観・環境保全効果」について、小学生の教育という効果があるという説明だったが、どのように効果額を算定するか。また、他に効果額を算定することができる事業はあるか。	【農村建設課】 この円筒分土工について、滝沢市の、岩手山麓の農業の歴史に関する社会科学副読本に掲載されており、管理している土地改良区が無償で説明を行っている。効果の算定について、円筒分土工の周辺住民1,000世帯の方にアンケートを記載いただき、効果がいくらかの額なのか記載いただいている。特にツアー等は実施していない。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑧ 第2回専門委員会 8 ページ、総費用算定のイメージについて、再整備費が記載されているが、再整備はいつ頃を想定しているか。	【農村建設課】 設備によってダムであれば 80 年、水路であれば 40 年というように耐用年数が決まっており、本事業においては、例えば国営事業の機器関係の耐用年数が短いので先に再整備費として計上されている。
⑨ 第2回専門委員会 10 ページ下側、災害防止効果について、農業と公共の災害防止に寄与する割合はどうなっているか。	【農村建設課】 農業と公共の割合について、農業：公共＝約 40%：約 60%、となっている。
⑩ 第2回専門委員会 再建設整備の場合の便益項目のイメージについて、真ん中の「事業なかりせば」について、水路喪失時の経費との説明があったが、「水路はなくても営農はできる」という想定であるか。	【農村建設課】 「水路がなくても営農する」という想定である。ほ場の排水管理については、水路がなくても必要であり、防除作業についても、水路に水がないので軽トラックで運んできて行う想定となり、それらの運搬費を含んだ額となる。
⑪ 第2回専門委員会 費用便益の考え方について、「用水管理について〇%省力化された」など、事業目的に対する効果を記載するようご検討いただきたい。	【農村建設課】 次回の調書作成時に留意する。
⑫ 第2回専門委員会 本事業に関連する国営事業について、本県と同様に水路等の補修事業を行っているか。	【農村建設課】 ほぼ同じ進捗で、若干国営事業の方が先に本県と同様の水路補修等の事業を行っている。
⑬ 第2回専門委員会 国事業について、構造や工法に違いがあるか。	【農村建設課】 国営事業の滝沢側で、現在、盛土して住居より高いところを水路が通る「置樋」から今回の事業で地下化する予定と聞いている。その他の末端に近い部分は、県の事業内容とほぼ同様の水路整備である。
⑭ 第2回専門委員会 9 ページ、土地改良事業効果の考え方、「国産農産物安定供給効果」について、仮想市場法を用いて「国民が負担してもよいと感じる金額」を効果額として算定している旨説明があった。支払い意志額は回答者の収入額の影響によるところが大きいと想像するが、仮に岩手県の一人当たりの収入額と全国平均に大きな差があるとすると、全国平均の意志額を岩手県に当てはめることについての妥当性を検討しているか。一人当たりの収入が全国平均より低いと、便益が過剰値になるのではないか。	【農村建設課】 「国産農産物安定供給効果」について、国の基本指針により全国平均の単価を使用することとなり、地域によって実情と比較して過剰、過少となることはあり得るが、国の指針により全国平均以外の単価を使用する余地はないものと考えている。もう少し詳しく、「国産農産物安定供給効果」の算定方法について調べたい。 第3回以降の委員会で説明する。

2 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 前回の再評価時において、令和4年度終了予定の事業期間を令和14年度まで大きく延長した理由について、事前に質問しており、事業の概要説明において、平成23年の東日本大震災の復興業務や平成28年の台風被害の復興業務が優先され、入札の不調が続いたとの説明があった。 同じ時期に始まった事業のうち、特にこの事業だけが負担を強いられたという状況であったのか。	【森林保全課】 事業の対象地区において近接に工業者が少なく、工業者にとって現場までの移動に時間がかかる場合が多いことに加え、タイミングとして東日本大震災や台風被害があったため、林道事業は後に回され、工業者が災害の復旧工事を優先したということが事業遅延の主な理由である。
② 第1回専門委員会 元々事業費が大きいということは影響しているか。	【森林保全課】 事業費の規模がそれほど影響したとは考えていない。
③ 第1回専門委員会 再評価時と比較して、今回事業費が増えているが、物価高等の影響を考慮しなくて大丈夫か。	【森林保全課】 物価高の影響について、他の路線と同様の条件である。本路線については国道のすぐ近くから始まる工事で現場の条件が良かったことがあり、入札執行残が比較的多かった。今回、結果として物価高等による増加分と執行残分が相殺されて、事業費の増減がゼロとなった。 今後について、社会情勢を注視して単価の増減を確認しながら、毎年度確認、見直しをしていく。
④ 第1回専門委員会 60ページ、「環境配慮事項及び環境への配慮に関する事業費」について、希少種の生態系により移植が困難でありルートを変更したとあり、設計を変更したということだと思いが、事業費の増額はなかったのか。	【森林保全課】 前回、令和元年度の再評価調書にも同様の記載をしていたところであり、増額分についてはその際に見込んでいたものである。
⑤ 第1回専門委員会 そうすると、58ページ「事業計画の変更の有無及び内容」の表に記載されている「変更前」の事業費に含まれていると考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。
⑥ 第1回専門委員会 同様に補償費についても、変更後のルートを前提に「変更前」の額を算定したと考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑦ 第1回専門委員会 60 ページ、費用便益分析において、「森林整備経費縮減便益」は再評価時に一度下がって、今回評価時にまた上がっている。「災害等縮減便益」は大きく増加している。「その他便益」は逆に下がっている。大きく上がったり下がったりしているが、どのような影響があるか。	【森林保全課】 「森林整備経費縮減便益」について、再評価時に下がっている理由は平成 27 年に林道の評価が大きく変わったため、その当時の算定で下がったものであり、今回上がった理由は、算定する単価が上昇したためである。 「災害等縮減便益」も同様に、平成 27 年度の評価方法の変更時に上がり、今回の評価時においても算定する単価が上昇したために上がったものである。 「その他便益」については、道路の維持管理に関するもので「維持管理等縮減便益」を見ており、転石などが思ったより少なかったために下がっているもの。
⑧ 第1回専門委員会 「その他便益」が下がっているのは、維持管理経費が減ったという意味合いであるか。「費用項目」の全体事業費に「※維持管理費等含む」とあり、すみ分けについて次回教えて欲しい。	【森林保全課】 第2回以降の委員会で説明する。
⑨ 第2回専門委員会 舗装を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差が、周辺市町村の実績を含めて減少しているという説明があったが、今回の現場である葛巻町においても、未舗装道路で丸太伏工や路盤補強工を実施しており、未舗装部分の維持管理費が従来よりも少ないと考えてよいか。	【森林保全課】 そのとおりである。 丸太伏工については、直径 10 cm くらい、1.8 m の丸太を切土法面に並べて覆うような工法で、丸太の設置により草が生えてこないため、草刈り分の維持管理費が節減されることとなる。 路盤補強工については、路面にハチの巣のような構造をした高密度ポリエチレン製の資材を敷き、碎石を敷きこんでいくことで碎石が流出しづらくなり、かなりの量の水が流れても碎石が移動せず維持管理費が節減されることとなる。
⑩ 第2回専門委員会 林業の現場では、山から工場へ直送することで、説明を聞いていて、山に直接車両が入るためには、林道の舗装化に合理性があると感じた。何トンくらいのトラックが乗り入れるイメージか。	【森林保全課】 セミトレーラークラスの車両が乗り入れるイメージで行っている。
⑪ 第2回専門委員会 18 ページ、「その他の便益」について、本事業においては「維持管理費縮減便益」のみということなので、そのように書いていただいた方が分かりやすい。	【森林保全課】 次回の調書作成時に留意する。

3 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）[現地調査対象地区]

質疑等の概要	
専門委員会からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
<p>① 第1回専門委員会</p> <p>1点目について、70ページ、費用便益分析の表で、一番下に記載されている将来交通量が事業着手時と再評価時でおおむね13,100台前後とあまり変わっていないと思うが、「走行経費減少便益」が2倍に増えているのはなぜか。</p> <p>2点目について、事前に質問すればよかったが、69ページ、事業に関する評価指標の推移、「必要性」のこの区間の「39.5/億台キロ」は県の平均とより高いのか低いのか。もし可能であれば死傷事故率を単路部と交差点部に分けて、単路部で岩手平均と比較してどうか。</p> <p>3点目、当初片側歩道であったものを両側歩道に工法変更しているということで、理由として、事故の発生と、住民からの要望と説明があったが、これまで、今回と同様に片側歩道から両側歩道に工法変更した事例はあるか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>1点目について、「時間短縮便益」や「走行経費減少便益」について、ご指摘のとおり交通量は増えていない一方、今回の費用便益分析の原単位が大きくなっているため増加している。</p> <p>2点目の事故率について、県内平均との比較で多いかどうかこの場でお伝えすることは困難である。費用便益分析で加点していることから、ある程度事故が発生していることを踏まえて道路整備の緊急性があると考えている。</p> <p>3点目について、片側歩道から両側歩道に工法変更した事例についてだが、私の記憶では、ないと思う。本事業は令和2年度に事業化しているが、平成16年から令和元年までに16件の人身事故が発生している。県としては事業効果の早期発現を念頭に、埋蔵文化財などを回避するためにまず片側歩道で整備を進めることにしていたが、事業化後にも事故が多発し、死亡事故も発生している。このようなことを踏まえて両側歩道の整備の必要性が増し、今回見直しを行ったところ。</p>
<p>② 第1回専門委員会</p> <p>両側歩道への変更にあたり、道幅全体の幅も変更となったか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>幅員も広がっている。前回は片側歩道で全幅員が12.5メートル、今回の見直しで両側歩道で全幅員が14.5メートルとなっている。</p>
<p>③ 第1回専門委員会</p> <p>70ページ、(3)環境配慮等の部分で、一部区間において調査ができなかったとの記載があるが対応状況はどうか。市街地なのであまり心配ないようにも思える。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>対象地区に埋蔵文化財があり、現在は立ち入りできていないが、県の埋蔵文化財担当の生涯学習文化財課と事前相談を行っている。</p>
<p>④ 第1回専門委員会</p> <p>事業化をしたが供用をはじめていないので整備効果の発現はないと記載されている。整備効果の発現がない状態でまた事故が起きてしまった。発現する前に事故がまた起こったということで、両側歩道にするという話の流れがもう一つしっくりこない。もしも片側歩道のままで事業執行するのであれば、事業期間はどれくらいになるか。今、両側にする予定で令和11年度になっているが、片側歩道にした場合、工事がいつ終わり効果はいつ発現するのか。</p>	<p>【道路建設課】</p> <p>当初計画の片側歩道の事業期間は令和9年度となる。</p>

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑤ 第1回専門委員会 事故を減らすということであれば、当初の計画どおり令和9年度までに一旦片側歩道を整備した方が事故の確率は減るのではないか。今はまだ効果が発現していない状態で、なぜ両側歩道に変更するのか。	【道路建設課】 今回の死亡事故は、県道の横断時に発生した。拡大図をご覧くださいと、西側の方から県道に向かって何本も横に市道が入ってきている。本計画区間における横断歩道は2か所と記憶しているが、西側の市道等から県道に入った際に、そのまま横断せざるを得ない状況であり、横断歩道に誘導するためにも西側に新たに歩道を整備したいと考えている*。 ※今回の事業区間の道路の現況について、概ね東側に既設の狭い歩道があり、西側には歩道がない状況。このため、西側から徒歩で県道に入った際、道路上を歩行することが危険であるため、横断歩道まで歩行することができずに県道を横断せざるを得ない状況であるもの。
⑥ 第1回専門委員会 横断歩道を増やすといったことでは対処することができないのか。	【道路建設課】 そのように考えている。
⑦ 第1回専門委員会 この道路において、片側歩道だけでは解決しないという事例が発生してしまった、という理解でよいか。	【道路建設課】 そのとおりである。
⑧ 第1回専門委員会 今回の片側歩道から両側歩道への変更が事故の減少に繋がる考え方について、次回説明して欲しい。	【道路建設課】 第2回以降の委員会で説明する。
⑨ 第2回専門委員会 事故の状況を見ると、車対車の事故も多いようである。説明をお聞きして、両側に歩道を整備することで車対歩行者や車対自転車の事故を減少させるという狙いはわかるが、本事業において車対車の事故も減少するのか。	【道路建設課】 本事業では車道の幅員、サイドラインから外側の路肩幅員も拡げている。また、現況の曲線半径 100 mの線形不良部分の平面線形の見直しも行っているため、車対車の事故も減少するものと期待している。
⑩ 第2回専門委員会 線形不良が改良されることで車対車の事故の減少も期待されるとのことだが、逆に旅行速度が上がるため事故に繋がる懸念はないか。現時点での見通し、対策はあるか。	【道路建設課】 線形不良の改良により旅行速度が上がるかどうかの想定・計算は行っていない。現状、本区間は時速 40 km規制、また、事業区間の前後も時速 40km 規制となっていることから、現時点では道路の改修後も時速 40 km規制が維持されるものと考えている。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑪ 第2回専門委員会 死亡事故は、21ページ地図の赤字の④、23ページ上のシートの写真で言うと右下の「信号機の無い横断歩道を横断する自転車」の場所で起きており、写真では、西から東へ横断している場面であるが、実際の死亡事故は東から西への横断時に発生したとの説明があった。そうすると、事故を減らす方法として、片側に歩道をつけて横断歩道を増やすということも一つ、策としてはあるのかなとは思いますが、そうしなかった理由というのは、なるべく自転車、歩行者と車両が交差するところを減らしたいという意図があつての両側歩道というような理解でよろしいか。	【道路建設課】 そのように理解していただいてよい。
⑫ 第2回専門委員会 今回の事業区間に繋がる南北の道路について、現況、整備後の本区間と同様の広さがあるか。	【道路建設課】 今回の事業区間の北側は両側歩道が整備済みである。一方、南側は片側歩道であり道路構造令を満足していない歩道幅の区間となっている。
⑬ 第2回専門委員会 今回の事業で整備されない区間についても整備をする見込みはあるか。	【道路建設課】 将来的には、今回整備しきれない南側の整備も実施したいところ、現状、限られた期間、限られた予算の中で効果を発現することができる区間として今回950mの事業区間を設定したもの。 なお、今回の事業区間の南側の終点は、信号機付きの横断歩道であり、この地点までを一区切りの工事区間としたものである。
⑭ 第2回専門委員会 今回の事業区間より南側の道路について、事故の例はそれほど集中しては見られないということでしょうか。	【道路建設課】 当方で確認する限り、事故が集中するというようなことは確認していない。

4 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回専門委員会 資料の見方であるが、この事業の範囲は87ページの丸で囲っている部分か。この中で、一部ブロックで地すべり等が新たに確認された、ということでしょうか。	【砂防災課】 事業箇所としては、87ページの丸で囲っている部分であるが、その次の88ページ、計画平面図で少し詳細なブロック分けも記載している。この図のほぼ中心付近のKブロックとLブロックでの追加工事を行いながら全体としての地すべり対策を行っている。
② 第1回専門委員会 アスピーテラインはこの区間以外にも距離があつて、色々な状況の箇所があると思うが、同じような事業はほかの場所でも行っているか。	【砂防災課】 この地区のみである。アスピーテラインの中でこういった地すべりが発生しているのは、この箇所のみである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
③ 第1回専門委員会 ほかの箇所では今のところ対策が必要な状況にはないという理解でよいか。	【砂防災課】 そう考えている。日常的なパトロールなどを行う中で、道路の変状などは見られていないため、安全は確保されていると考えている。
④ 第1回専門委員会 地すべり対策で非常に重要な事業である。この事業は当初平成 22 年から始まって現在に至る事業であるが、この事業は基本的に地すべりが続く限りずっと続くという理解でよいか。	【砂防災課】 現時点で発生している地すべりに対する対策としては、今回の追加施工を行い、その後の若干の観測継続は必要かと思うが、今のところの目論見としては十分な対策を図ることができる目途が付いたと考えている。
⑤ 第1回専門委員会 この対策が終われば、この事業としては一回区切りを迎えるという理解でよいか。	【砂防災課】 それを目標に進めているところである。一方で、岩手山全体としての活動や今後の地震等によって、地下水位が変動することもあり得なくはないため、その辺の状況を注視していく必要がある。
⑥ 第1回専門委員会 85 ページ、自然環境の状況で、「岩手県自然環境保全指針による自然区分」が「A」となっており、「振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会」に付議した結果、特に助言はなかったということだが、どういったことでこの保全区分が「A」なのかご存じか。なぜ何もコメントがなかったかが知りたい。	【砂防災課】 県の自然環境保全指針に従い、1キロ四方のメッシュに区切り、その区域の自然区分が「A」から「E」と判定され、委員会への付議において、この判定された自然区分が報告される。1キロ四方のメッシュであり、実際の事業対象区域には希少種が確認されないことがあり、今回は希少種が確認されなかったことから、委員会での助言、意見等は特になかったと考えている。
⑦ 第1回専門委員会 自然区分が「A」となっているということは、何かしらの希少種があることが確認された、ということではないのか。工事前に実際に調査するということはないのか。	【砂防災課】 委員会活動の一環として、委員が現地を調査することがあり、そこで希少種が確認された場合、移植をしましょう、であるとかの助言をいただくことになる。本事業において、平成 23 年度に委員による委員会の現地調査が行われており、特に希少種は確認されなかったという状況である。
⑧ 第1回専門委員会 85 ページ、費用便益分析を説明いただいた際、交通量が増加しているということを便益の変化の理由として説明いただいたが、事業着手時と比べて交通量が増加していると理解してよいか。	【砂防災課】 交通量について、事業着手時、令和元年の再評価時、今回の再々評価時の3つの時点で確認しているもの。平成 22 年度事業着手時、基準年が平成 21 年度で1日あたり 979 台、令和元年が一度減少して 372 台、今回令和 6 年度が 1,040 台となっている。これらの交通量の算出根拠は交通センサスである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
<p>⑨ 第2回専門委員会 28 ページ、自然環境等の状況について、本事業の際にどれくらいの裸地、植物の無い地表面ができるものか。この地点であると高山性の植物が生えていたところに、雑草や外来種が生える心配はないか。</p>	<p>【砂防災課】 26 ページ下の段に集水井の写真を載せているこの写真は施工済みのものであるが、直径 3.5m の円形の井戸を設置するものである。27P 下段の平面図をご覧いただくと、扇形に表示しているものの要の部分、中心部分に井戸を設置している。実際の扇形の部分は、地中の横ボーリング、集水ボーリングを放射線状に設置するため、地表面に設置される構造物は 3.5m の集水井のみとなる。 また、抑止杭も直径 400mm、40 c m の杭を数メートル間隔で設置するものであり、面的な改変は非常に小さなものである。 なお、山林の管理者である森林管理署とも相談しており、あえて植生工などは実施せず、在来種の植生の回復を確認している。</p>
<p>⑩ 第2回専門委員会 集水井に溜まった土砂を取り除くなど、メンテナンス費用は見込まれているか。</p>	<p>【砂防災課】 メンテナンスに係る費用を見込んでおり、費用便益分析を行う際の維持管理費に計上している。</p>
<p>⑪ 第2回専門委員会 第 1 回委員会の際に説明のあった、費用便益分析中の「残存価値」の意味を説明願いたい。</p>	<p>【砂防災課】 集水井や抑止杭など、事業で設置する構造物の耐用年数が基本的なもので 50 年とされており、今回の事業で言うと令和 11 年度の事業終了予定であるため、2080 年までの耐用年数があり、減価償却を考慮した残存価値である。</p>
<p>⑫ 第2回専門委員会 26 ページ上のシートで、緑色で示されているブロックは今回と同様の対策を実施済みのブロックということだが、地すべりは抑えられているか。</p>	<p>【砂防災課】 現状でパトロールなどの際に変調は確認されておらず、対策が功を奏していると考えている。</p>